明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　一
〔告　示〕
○平成三十一年総務省告示第七十七号（飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件）の一部を改正する告示（総務二三〇）　四
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七八四）　五
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第四十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫